



トラブルの解決方法を探す
(FAQ)



トラブルを相談する
(相談窓口)

トラブルの解決方法を探す (FAQ)

キーワード検索

検索



単語やキーワード（例：アダルトサイト、トイレ修理、エステ）を入力してください。
複数語で検索を行う場合は、単語と単語の間をスペースで区切ってください。



↓下にスクロール

居住地の消費生活センター等を探す



消費生活センター等では、商品やサービスなどの消費生活に関する苦情や問合せなどについて、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で相談の処理にあたっています。

消費生活センター等へご相談したい場合は、下記ステップ1、ステップ2より居住地の消費生活センター等を選択いただき、表示された連絡先にご連絡ください。

ステップ1

お住まいの都道府県を選択してください

北海道・東北

☐ 北海道 ☐ 青森県 ☐ 岩手県 ☐ 宮城県 ☐ 秋田県 ☒ 山形県 ☐ 福島県

関東

☐ 茨城県 ☐ 栃木県 ☐ 群馬県 ☐ 埼玉県 ☐ 千葉県 ☐ 東京都 ☐ 神奈川県

甲信越・北陸

☐ 新潟県 ☐ 富山県 ☐ 石川県 ☐ 福井県 ☐ 山梨県 ☐ 長野県



ステップ2

居住地のセンターを選択してください

②

山形市消費生活センター



ステップ3

..... ご希望の相談方法を選択してください

山形市消費生活センター

所在地

〒9908580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル3 階

相談にあたってのお願い

消費者と事業者間の売買、契約に関するトラブルや問い合わせ、また、製品の事故や製品不良に関することなど、消費生活の問題について相談を受け付けています。相談は無料です。消費生活センター窓口で相談できるのは在住・在勤・通学の方が原則です。また、山形連携中枢都市圏連携協約により、連携市内にお住まいのかたからも相談を受け付けています。※山形連携中枢都市圏 寒河江市・上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町・大石田町

Webフォームで相談する ③ 注意事項等必ずご確認ください



相談窓口からの連絡方法

- 回答は消費生活センターの相談受付時間内（午前9時から午後5時）にメールで行います。
- 回答には受付日の翌営業日から2～3営業日ほどかかる場合がございます。

注意事項

- 相談受付にはメールアドレスが必要です。
- メールアドレス設定にて「@consumer.go.jp」からの受信を許可してください。
- 本フォームでの相談は、常時受け付けておりますが、休館日及び年末・年始（12月29日～1月3日）は業務を行っておりません。休日をはさむ場合や相談が多数寄せられている場合、相談内容によっては、回答に時間を要する場合があります。クーリング・オフなどお急ぎの場合には、電話による相談をご利用ください。
- 「本フォームによる消費生活相談」にて受け付けた相談に対するメールでの回答は、1回限りです。回答をお送りした後に、再度引き続き相談をしたい場合は、回答のメールにご返信いただいてもお返事できません。直接当センターへお電話（023-647-2211）又は来所のうえご相談ください。
- 回答は、記入された相談内容を基に見解を示すため、必ずしも解決を保証するものではありません。また、ご相談内容によっては、当センターへ直接お電話、来所をご案内する場合や、他の相談窓口を紹介する場合もございます。
- ご相談の内容や状況に応じ、電話でお話を伺うことが可能か提案させていただく場合がございます。
- 電子メールによる消費生活相談の回答を無断で転用・転載することは固くお断りします。

Webフォームで相談する

④ Web フォーム画面で必要事項記入のうえご相談ください